

部活動改革シンポジウム

第Ⅰ部 取組等発表

Ⅰ 国の動向、東京都の現状

東京都教育庁指導部指導企画課
部活動振興担当

- 部活動の地域連携・地域移行について -

部活動の新しい形

※まずは休日から実施

地域連携

学校で運営・実施



地域の
専門的な指導者



学校部活動



地域移行

地域の多様な団体で運営・実施



区市町村、クラブ、
企業、大学、教室等
連携



地域クラブ活動



学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行い、子供の活動の機会を確保すること

社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるもので、学校ではなく、地域の様々な団体が運営団体・実施主体として、子供の活動の機会を確保すること

国の動向 - 部活動改革のこれまでの経緯・今後の予定 -

- ◆ 平成30年3月
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 平成30年12月
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 令和2年9月
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」通知
- ◆ 令和4年12月
「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
- ◆ 令和6年8月
地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 4回開催
→ 地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ 6回開催
→ 地域文化芸術活動ワーキンググループ 6回開催
- ◆ 令和6年12月
中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解の一部改訂
- ◆ 令和7年5月
地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 最終とりまとめ
- ◆ 令和7年6月
スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- ◆ 令和7年6月
部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議
- ◆ 令和7年冬頃
「総合的なガイドライン」改訂予定

国の動向 - 学習指導要領解説の一部改訂 -

令和6年12月 文部科学省

中学校、高等学校、特別支援学校の学習指導要領解説の一部改訂

部活動改革に伴う学習指導要領解説の見直しについて（概要）

（１）学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

（２）部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

（３）部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

国の動向 - 実行会議 最終とりまとめ -

令和7年5月

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

改革の方向性

休日

次期改革期間内に、原則、全ての部活動において地域展開を実現

※地域の実情等を踏まえつつ、**できる限り前倒しでの実現**を目指すことが望ましい

※中山間地域や離島など特殊な事情により地域展開に困難が伴う場合等には、国としてもきめ細かなサポートを通じて地域展開を後押し。それでも地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を適切に実施。

平日

各種課題を解決しつつ更なる改革を推進

国：活動の在り方や課題への対応策の検証を行う

地方公共団体：地域の実情等に応じた取組を進める

次期改革期間

令和5年度～令和7年度
改革推進期間



中間評価

令和8年度～令和10年度
改革実行期間
(前期)

令和11年度～令和13年度
改革実行期間
(後期)

国の動向 - 実行会議 最終とりまとめ -

令和7年5月

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

「地域展開」への名称変更

学校部活動から地域クラブ活動への転換を表す名称

現行

地域移行

見直し

地域展開

変更の趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く
地域に開き、地域全体で支えていく
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、
より豊かで幅広い活動**を目指していく

国の動向 - 実行会議 最終とりまとめ -

令和7年5月

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

- ◆ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む）
- ◆ 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ◆ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ◆ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ◆ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ◆ 学校段階にとらわれない継続的な活動・（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導 等

将来にわたって生徒が継続的に
スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
改革を実現するための手法を考える際には、
学校における働き方改革の推進



地域全体で関係者が連携して支え、
生徒の豊かで幅広い活動機会を保障

国の動向 - スポーツ基本法 -

令和7年6月

スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第17条の2

地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。9

東京都の現状 - 中学校等の現状について -

◆ 令和6年度「部活動実施状況調査」

○ 調査実施時期

令和6年11月から12月

○ 調査対象校

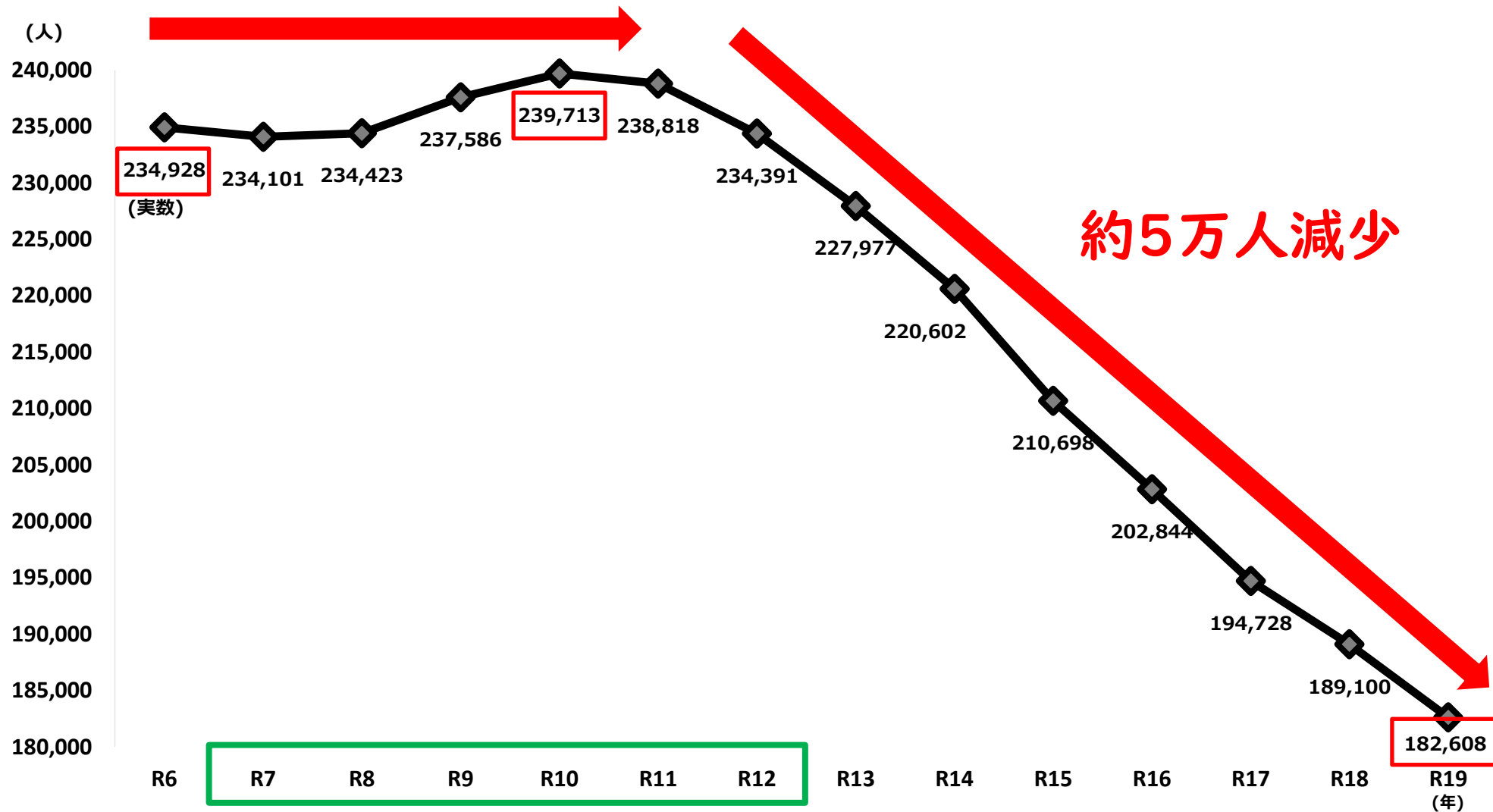
中学校606、義務教育学校後期課程10、中等教育学校6、特別支援学校(中学部)59

◆ 設置数

	運動部活動	文化部活動
設置数	約4,400部	約3,000部
休日に活動している 部活動	89.9%	28.2%

東京都の現状 - 中学校等の現状について -

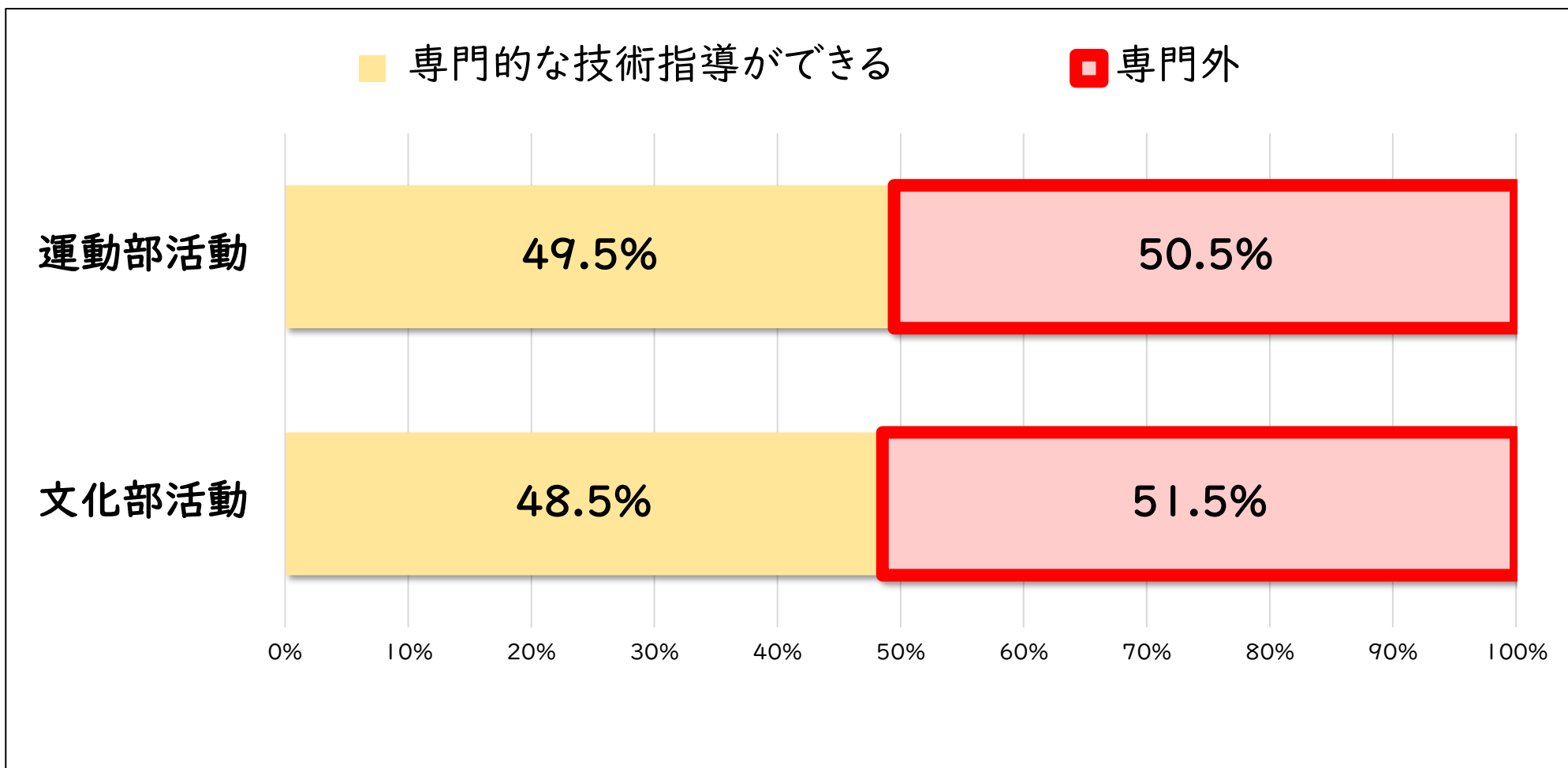
少子化の進行により学校単位の部活動の存続が困難



東京都公立中学校生徒数の推計「中学校全学年」(令和6年度 教育人口等推計報告書)

東京都の現状 - 中学校等の現状について -

◆ 顧問教員の専門性について



東京都の現状 - 「推進計画」について -

1 策定の目的

令和5年度から令和7年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、都内公立中学校等の休日等における部活動の地域連携・地域移行を推進することを目的として策定する。

2 推進目標

令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

東京都の現状 - 「推進計画」について -

3 現状

- ◆ 部活動の指導や運営を負担に感じている教員は約76%
- ◆ 自分の専門の部活動について、休日に指導や運営に携わりたくない教員は約72%
- ◆ 令和6年度、都内全62地区において、地域連携・地域移行に関する計画等を策定

4 取組の方向

- ◆ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ◆ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ◆ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・地域移行を推進、その成果を区市町村に発信

東京都の現状 - 「推進計画」について -

区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

ア 各区市町村（62地区）との情報交換会の開催

- ・各地区の成果や課題を把握することを目的に意見交換会を実施

イ 部活動検討委員会の開催

- ・持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討

ウ 関係者間の連絡体制の構築

- ・関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化

エ 関係者への情報発信

- ・関係者を対象とした部活動改革シンポジウム等を開催

オ 休日等の指導者の確保

- ・関係大学と連絡会等を開催し、TEPROへの登録を促進

カ 休日等の指導者の質の向上

- ・都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

キ 「未来へつなぐ 部活動改革 アンケート」の実施

- ・生徒、保護者、教員を対象としてアンケートを実施

ク 教員等の兼業・兼職

- ・円滑に兼業・兼職の許可を得られるよう、規程や運用の改善

区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

エ 休日の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・指導者の配置に係る謝金
- ・体罰防止等に関する研修会開催

オ その他

- ・地域連携・地域移行に係る体制構築のための費用を支援